

昭和五十二年二月一〇日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都千代田区飯田橋4の4の8朝日ビル401号室 電話(03)261-7079

振替 東京0158431 労金 東京労金本店No.50234

購読料 月額300円 6カ月前納制

目次

■七八国民審判への提言⑧
いのちと権利のたたかい……………2

たたかいをふまえた具体的な総括を！……………3
——七八春闘総括の一視点——

全通のスト「回避」とこれからの課題……………8
——企一、二号の実践で職場からの反撃を！——

〈資料①〉
中央執行委員会としての総括的態度と決意表明（全通）……………14

増刊号発行のお知らせ

社会党「中期経済政策（第一次試案）」批判の決定版！

予定価格 四〇〇円、五月下旬発行

旬刊 社会通信

NO.22

一九七八年六月一日

一九七八年六月一日発行
（毎月一日・二日・三日三回発行）

■七八国民春闘への提言⑧■

いのちと権利のたたかい

労働省が、「くちばかりのおよび腰」というか、「独占資本拜腕そのもの」というか、とにかく「労働時間短縮・週休二日制拡大」などで各都道府県と各労働基準局にたいして事務次官通達（5/27付）を出した。

それは「残業を前提とした人員配置の改善」「年次有給休暇の計画的な集約使用」「週休二日制の拡大実施をめざす業種別労使協議」などであり、理由として「高齢化にむけての中高齢者の活力と健康」「国際的な批判（日本人の働きすぎ）を断つ」などがあげられているが、例のとおり「雇用創出論」がちゃんと時流にのってつけだされてもいる。

だが、「これは行政指導だ」ということでちゃんと「労使の自主的努力で息長く、関係者の考え方が変ることに期待する」ことが附言されていることは附言するまでもないだろう。ところで、その関係者による実態（つまり、職場での階級闘争の実態）の一たんをしめすと、たとえば鉄鋼では、N社―残業七時間―五分で代休一日（残業賃金不払いで強制代休）、S社―残業月間三〇時間を超える分は代休（自動的に）、K社―連勤の場合は代休（一週間以内、連勤した分の賃金不払い）、残業したら翌日に早退強制（残業賃金不払い）、NS社―残業七時間以上で残業休日（代休、賃金不払い）、G社―休日出勤させた場合、指定休日に振替（三〇%の代休手当は支給）、D社―祝日・特別休日の出勤は無給、NY社―休日出勤させても指定休日も手当もなし、というある地区労の調査があるが、こんな不法な搾取が構造不況産業だからという口実で、さらには春闘対策として強行されているのだ。

これは、労基法違反こそが問われるべき実態であるが、強制された残業の扱いがこのようなことから、年休が二〇数年前から据えおきの二〇日の頭打ちのままで、しかもその消化が全国平均で八日だけという実態となり、生理休暇などますますとりにくくなっている、ということは当然というほかはない。

そこで、例の「雇用創出」の一かんとして「週休二日拡大」法案が、いま総評・社―共両党などで推進されていることを想起しつつ、それはいいとしても、職場の実態改善が日常闘争としてなぜ実践されないのか、を強く批判せざるをえない。

いうまでもなく、職場実態でしられるように労働者が組合員がこれほどの抑圧をうけているとき、そこでの抵抗闘争なしに春闘が推進できるはずはないからであり、政策・制度要求が文字づらに終ってもう何年になるのか、を今度こそ総括すべきだと考えるからである。

当然の話だが、われわれは「息長い交渉で、関係者の考え方の変わる」のを待つこととはできないので、この際「および腰通達」をも活用して、社青同の活動家たちがせっせんとして五年も前からたたかい抜いてきた「いのちと権利」のたたかいを、全体としての次元で真剣に再検討すべきである。

労働省通達による「残業協定モデル」案によるなどでなく、すでに一定の成果をあげつつある活動家たちとともに、党・労働組合の指導制の「ひらきなおり」の総決起をうながしたい。

（真鍋重雄）

たたかいをふまえた具体的な総括を

七八春闘総括の一視点

「完敗」とマス・コミが評価し、春闘方式そのものをめぐって議論がおこなわれているように、七八年春闘の総括は、これまでになく重大な意味をもっている。各単産・職場のたたかいをふまえた具体的な総括がなによりも求められている。このような交流が、本誌誌上で今後広範に展開され、生きた総括がおこなわれることを期待し、今回は、ごくかんたんな問題提起としておきたい。

七八春闘の結果と特徴

まず、七八年春闘の結果とその特徴をかんたんに整理しておこう。

第一に、鉄鋼の四・二四%の賃上げはもとより、民間大手約六・一%、公労協五・四%の賃上げは、消費者物価上昇率(年度平均)六・七%を下まわり、労働者の実質賃金の維持にすら至らなかったことである。しかもこれは、次表にみるように、一九七六年春闘以来の傾向である。つまり、平均上の数字からいっても、ここ三年間、実質賃金は低下しつ

| | 消費者物価 上昇率(対前年) | 民間賃上げ率 (内公労協) |
|-------|-------------------|------------------|
| 一九七五年 | 11・8% | 13・1%(14・1) |
| 七六 | 9・3 | 8・8(8・8) |
| 七七 | 9・4 | 8・8(9・1) |
| 七八 | 6・7 | ※6・1(5・4) |

づけ、労働者の生活はそれだけ苦しくなってきたということがある。失業の増大、「合理化」による労働者の健康破壊と権利侵害の増大とともに、実質賃金がこのように低下しているのである。労働者の生活苦、犠牲の増大という現実のなかで、七八年春闘がこ

のような結果に終わったことを直視しなければならない。

全電通労組は、早くも「二年か三年に一度ぐらい生活向上のための大闘争を展開することにしてはどうか」と、春闘方式の転換を提唱しているが、その前提になっているのは、「物価スライド制」(「定期昇給を上回る物価上昇があった場合、年二回でも三回でも自動的に賃上げをする」というもの)の採用である。念のためつけ加えておくが、これまで、賃上げは物価上昇に「自動的」にスライドしているどころか、全力をあげて春闘をたたかった結果、これを下まわっているのである。つまり、この春闘方式転換の提唱には、事実の裏づけが欠けている。

第二に、七八春闘では春闘相場の形式が大きく崩れたことである。これまで、春闘は総もたれた的な弱点を指摘されながらも、企業別組合という現実のなかで、ともかくも総労働の態勢をつくりあげ、賃上げの一定の相場を形成して、中小・未組織労働者にも影響をおよぼしてきた。春闘相場の形成は、このような意味で、日本労働運動における春闘の役割を高めてきたといえるのである。

このことへの資本の攻撃が強まったのは、七五春闘からである。「不況」を背景にして、中小企業労組の賃上げをおさえて、「相場」の波及を食い止めることに力が注がれたが、七七春闘までは、JCの「同時同額決着」に示されるように、民間大手については、事実

上闘争がなくても、一本の相場が形成されてきた。これは、「合理化」に協力する「良好」な労資関係への「配慮」とされた。しかし、資本家たちは、このような「配慮」は、もはや必要でないほどに民間大企業労組における労資関係は「安定」しているとして、七八春闘ではJCにたいする格差回答をしてきたのである。「低成長下において」は、「相場追随による賃金引き上げをきけ」て、「今後は支払能力に応じた賃金決定を貫く」（日経連『賃金問題研究委員会報告』、以下「報告」）という方針を貫徹した。これは、労資関係「安定」の自信にもとづく、春闘相場の否定による春闘方式そのものを庄殺しようとする資本の攻撃にほかならない。

第三は、いわゆる「生活・制度」闘争についても、ほとんどみるべき成果がなく、国民春闘としてのひろがりには欠けたことである。このことは、賃金闘争のもりあがりがないときには、国民春闘としてのひろがり、高揚もないことを教えている。

第四に、これももつとも肝腎のことであるが、一般に「しらせムード」といわれ、職場の組合員の闘争意欲の低下がいちじるしかったことである。失業・生活苦の増大という労働者階級の犠牲が増大しているなかで、労働者のたたかう意欲は沈滞し、不満がむしろあきらめや組織不信となり、大衆行動・闘争の迫力を欠いているのである。こうした事態を生みだした原因はなにか。「不況」を背景とした資本の攻撃とともに、闘争指導、われわれの活動のあり方として、この点の総括がとくに重要である。

第五は、全通のスト中止にあらわれたように、労資協調、体制内化Ⅱ「まきこみ」とともに、階級的労働運動への攻撃、弾圧が顕著になったことである。全通への刑事弾圧の直接の原因となった、名古屋中郵事件にたいする昨年（五・四）判決は、最近の一連の司法反動、日本資本主義の危機の激化にともなう政治反動の一環をなしている。階級闘争路線への攻撃は、労働運動の右傾化、体制内化のために不可欠であることが示された。そして、この攻撃は、公労協内部に亀裂を生みだし、分断しようとする意図があることも忘れてはならない。民間と公労協の分断のうえに、独占資本はさらに一歩すすめて、スト権問題とからめつつ、公労協そのものの分解に乗りだしたのである。この資本の意図に、やすやすと乗ぜられることがあってはならない。

日経連も注目する全電通の「提起」

七八春闘の「敗北」によって、春闘のあり方にかんする論議、春闘方式の転換等が提起されている。すべてにふれることはできないので、ここでは全電通労組の「提起」（『社会通信』第二〇号、資料参照）についてのみ、ごくかんたんにみておこう。

全電通労組は、春闘方式の転換Ⅱ二〇三年に一度の春闘への転換を提唱する。春闘相場の形成とその波及というのは、「低成長・安定成長の今日には通用し」なくなり、従来の春闘方式は事実上破綻した。したがって、年々の物価上昇については「自動的」に「物価スライド」する方法を採用し、春闘は「二年か三年に一度ぐらい」に「大闘争」として展開する、というものである。また、国民春闘路線については、「賃金」がとれなかったら賃金外賃金で穴埋めするといった戦略、賃金と制度要求は一つ、一〇円玉のウラオモテと考えた国民春闘路線」を「再構築」することを提唱している。

物価スライド制の採用、二〇三年に一度の春闘というのは、一種の安定賃金制である。この点について日経連は、「低成長時代の賃上げ方式として二〇三年の中・長期賃金協定を締結し、その間の賃上げ交渉は回避するという方式は、経営者側としても大筋として考

慮していたところであらう(『日経連タイムス』五月一日号)と述べている。しかし、そのためには労働組合の「物価抑制への一層の努力、賃金と物価の関係に対する労働組合の従来の認識の大変革」が「前提」であるといふべき加えるのを忘れない。

「賃上げすれば物価があがる」ということ、また、物価上昇は消費者だけでなく、「企業経営」にも影響を与えるのだから、これに「対応する方法は国民が均しくこれを負担」(「報告」)すべきだというのが、資本家の「認識」である。つまり彼らは、物価上昇率を下まわるスライドが、「国民が均しく」負担「する方法だ」といっているのである。

このような方向への「一般労働組合員の思い切った意識変革と、労組指導者の勇断」があつてはじめて、春闘方式の転換が認められると述べている。資本家はこのように「現実的」であり、自己の階級的立場に忠実である。また、国民春闘路線についても、「賃上げが不十分なら減税が穴埋めする」という『総合生活闘争』への転換は、「それなりに評価できる」し、その意味で、「全電通の提起」を「大局的・長期的視野でうけとめる必要」を表明している。全電通労組の提起は、日経連によって基本的に評価されているのである。

しかし、このような春闘方式の転換論は、春闘の実際の総括から出ているとはとうていいえない。この意味でも、七八年春闘の正しい総括が求められている。

七八年春闘が残した問題点

七八年春闘が残した問題点のなかで、われわれが第一にほりさげてみるべき点は、一般に「しらせ」といわれた労働者の気分、生活苦と失業の増大等による不満や不安が、労働者の積極的な闘争意欲とならないで、むしろ無関心をよそおい、組織への不信感といった消極的な気分を支配的とした基本的な原因はなにか、ということである。

「不況」を背景にした企業の徹底した赤字宣伝、倒産のおどしが民間労働者を萎縮させ、また、こうした状況下で、公労協、公務員労働者には、「親方日の丸」論が執拗にくり返されることによる一種の動揺、つまり、「不況」という資本主義の現実の「説得力」をもってかけられた資本の攻撃が、その大きな原因であることは、あらためていうまでもない。しかし、失業や生活苦の増大によって、労働者がたたかわざるをえない条件も拡大しているのであるから、必要なことは、こうした条件下で労働者の立上りを促すとりくみ、指導がどうであったかという点の総括である。ところが実際は、労働者にたたかう根拠を示し、たたかいに立上らせる指導はきわめて不十分であつただけでなく、しばしばそれをおさええる方向すらあつたことである。

春闘の高揚にとつて、賃金闘争の力強いもありがりが不可欠であることは、あらためていうまでもない。しかし、「不況」下においてはとくに、賃金闘争への力強い結果を、われわれは労働者の自然発生的に求めることは困難である。なぜなら、資本の宣伝は「不況」という現実の重みをもって「説得力」をもつからである。同時にそれは、「生活・制度闘争」の自然発生的高揚となることも難しい。国家・地方財政の「赤字」も、同じように、「説得力」を増すからである。

したがって、「不況」下の春闘にとつてとくに重要なことは、労働者の積極的な意欲をどうひきだすかである。その点で重要なことは、賃金闘争の要求の根拠を明らかにすることである。

たとえば、「賃上げによって景気が回復できる」といった、景気回復の「政策」を対置することは、幹部の「説明の根拠」とはなりえても、大衆の闘争への確信とはなりにくい。

生活不安、企業倒産・失業の不安等、「不況」下の労働者の支配的な気分から目をそらし、逃げるのではなく、労働者も人間らしく生きる権利があるという、人間らしい自覚をみきだして、これに立ち向う意欲を労働者のなかに生みだすことが重要である。この点で、「不況」がもたらしている労働者の犠牲、その現実を徹底的にあばき、労働者が現実におかれている生活の実態から、要求の根拠を明確にするところとくみ、とくに重要になっているのである。社青同がここ数年来とりくんでいる生活実態にもとづく要求づくり、闘争態勢強化のとりくみは、この意味できわめて正しい運動の提起であるといえよう。それは、まだ労働者階級全体の雰囲気を変えるほどの力にはなっていないが、多くの職場で意欲的にとりくまれ、数々の貴重な成果を生みだしている。

このような地道なとりくみが、組織労働者の積極的な意欲、階級意識の向上に結びつけば、春闘は力強いもの上りを示し、未組織労働者や勤労国民への影響力を高めることもできるであろう。つまり、国民春闘を強化することができる。賃金闘争をたんなる「ものとり」ではなく、階級闘争として組織するというのはこのことにほかならない。この点からみて七八春闘の要求づくり、賃金闘争の組織化がどうであったかが総括されなければならない。「バイの理論」、成果配分論に傾斜していた高度成長期の賃金要求の理論は、「不況」の深化のなかで力を失ったが、同盟やJ.Cの賃金要求、経済成長率や統計数字上の物価上昇率にだけ根拠をおく上からの要求づくり（総評も七七年春闘から事実上この方針に転換した）が、組合員の関心を高め、積極性を導きだすうえで有効であったかが総括されなければならない。

なお、つけ加えておけば、首切り、合理化が大企業労組をもおそい、組織労働者の減少となつてあらわれた一九七五年以降、民間労組（とくに大企業労組）のストライキ件数が激減している。つまり、労働者の犠牲が著るしく増大するとともに、逆にストライキ闘争が激減しているのである。その基本的原因は、「労使協議制」という名の事実上の経営参加がすすむことによつて、反合理化闘争が事実上放棄されてきていることにある。ことに、民間大企業労組では、こうして職場のたたかいがなくなり、職場が資本の支配の事実上の「安定帯」（桜田日経連会長）となりつつあるのである。かくて資本家は、誇らしげに言うのである。

「日本では、「経営参加というより労使一体制、責任分担です。私は日本の労組の現状は非常にいい」と思う。……日本は資本家はいないんだ。労使が責任をもつてお互いやる。高度化する社会的責任にも一体になってあたる。日本が一番、労使一体になっているんじゃないか」（土光経団連会長、『日本経済新聞』一九七七年二月十九日）。

こうした職場の現実、労働者がおさえこまれていく状況を直視し、それを克服するしんげんな努力がなければ、すべての戦術論議は砂上の楼閣にすぎなくなる。しかも、こうした傾向は民間労組に限らず、公労協の一部にもあらわれつつある。職場からの反合理化闘争、階級闘争としての賃金闘争構築のしんげんな追求がなければ、企業内組合という日本の労組は、容易にこういう方向に流れることを忘れてはならない。

第二は、すでにふれたことではあるが、春闘の国民春闘への発展、つまり、自民党と独占資本に対決する統一戦線形成の土台となる春闘への発展は、どのようにしてちかちとれるのか、という点である。たんなる頭のなかだけでの論理のくみただけではなく、春闘の現実の総括をつうじてあきらかにすることが大切である。

周知のように、国民春闘として大衆の高揚を示したのは、七四年春闘であった。これは、

「狂乱物価」と呼ばれたはげしいインフレ下の春闘であり、賃金闘争がもりあがる客観的条件が存在していた。このような、多分に自然発生的高揚が「弱者救済」のスローガンと結びつき、国民春闘のひろがりを生み出したのである。しかし、七五年春闘以降、「不況」下の資本の本格的な反撃のもとで、賃金闘争自体がおさえられるとともに、国民春闘としてのひろがりもまた不十分になっていった。七八年春闘は、この傾向をもっと強めた。

労働者のたたかいが政治闘争へ発展するというのはどういふことか。政府にたいする要求とたたかいは政治闘争である、と機械的に整理するだけでは足りない。まして、勤労国民・諸階層の要求をかかげたら政治闘争になるというものでもない。それだけなら、「制度要求」をかかげている同盟やJCも、大いに政治闘争をたたかっていることになる。

レーニンが、労働者のたたかいは、それが「階級闘争となるに依りて、政治闘争となる」と述べているように、政治闘争への発展には、なによりも労働者階級の闘争の大家的高揚が不可欠であり、それが高い階級意識と結びつくことが必要である。賃金闘争をやめて、「生活・制度」闘争にきりかえることによって政治闘争となったり、統一戦線が発展するのではない。労働者の積極的意欲、大衆的高揚がなければ、幹部の「政治的」陳情以外には、われわれは何ごともなすことはできない。労働者の意識を萎えさせておいて、政治闘争や統一戦線を説くのは空文句にすぎない。実質賃金が低下し、生活苦が増大している今日、賃金闘争はますます重要になっている。賃金闘争を階級闘争として構築するしんげんなとりくみが必要になっているのである。

重要な社会党の指導性

春闘総括にとってやはり欠かせないのは、社会党の指導性の問題である。だが、これを国会闘争のあり方としてだけ考えるのでは不十分である。党の各級機関の春闘へのとりくみ、職場の党員への指導、党組織の活動がどうであったか等々が、具体的に総括される必要がある。これは今後に期待するとして、次の点を指摘するにとどめておきたい。

党の指導性という場合、以上のような具体的とりくみのほかに、もっと広く、党の全般的な方針やあり方が、労働者階級に及ぼしている影響という点がある。たとえば、春闘とほぼ同時にたたかわれた京都知事選や横浜市長選などのたたかいが、労働者階級にどのような影響を与えたのか。それは労働者にたたかう勇気を与えたのか、それとも、社会主義政党への不信感と活動家の自信喪失となったのか。また、昨年の「反協会」攻撃は、いったいどういう役割りを果たしたか。職場で、資本の激しい攻撃にさらされている活動家を萎縮させ、不活発にする原因をつくり出していなかったか。さらに、「連合時代」の春闘などというスローガンが、「賃下げも首切りも」という資本のかまえとたたかう力にはたしてなりえたかどうか。これらの点は、決して春闘総括に無縁ではない。党の立場から春闘をふり返る時、避けて通ることのできない問題である。

(松田 哲)

全通のスト「回避」とこれからの課題

—— 企一、二号の実践で職場からの反撃を！ ——

臨時中央委員会での論議の経過

全通労組（石井平治委員長、二十万人）は、さる五月一七・一八日の二日間、静岡県伊豆長岡町の全通福祉センターに中央委員一〇〇名中九六名を集めて、第六八回臨時中央委員会をひらいた。

すでに各方面から注目されているように、全通中央本部は、七八年国民春闘のヤマ場ともいえた四月二五日からの公労協第三波統一ストライキを翌日にひかえた二四日午後、

「昨年五月四日の最高裁判決（全通ストへの刑事罰適用）をタテにとった政府・権力の弾圧体制に「質的变化」（一般組合員の逮捕やこれを契機にした全通破壊の狙い）がある」旨の情報をつかんだとして、「組織壊滅の危機を回避するために、ストライキ突入態勢の撤収（中止）」を声明し、「指令二七号」をもって解除した。そして、これは春闘共闘・富塚事務局長からの再三の要請でもあった、とも発表した——全通および春闘共闘史上に前例のないこの事態をめぐる、組織の内外には、当然にも大きな衝撃と動揺が起きた。したがってこれを抑え、その真相を解明するために今次臨時中央委員会の開催となったものである。

衝撃と動揺の大きさを反映して、議論は冒頭から核心にせまるものとなり、「中央本部は、弾圧があってもたたかい抜くという機関決定を独断で変更し、一時的撤収どころか全通と公労協・総評運動の基本路線をねじ曲げてしまうもので、われわれの生命線にかかわる問題だ」といった批判が続出。「指令二七号によるスト中止は誤りであり、下部組合員と多くの労働者にはかり知れない損失を与えたことにたいする責任を明確にせよ」という意見も全国各地から相次いで表明された。

スト中止問題を柱としながらも、今日の情勢のとらえ方や組合民主主義、大衆路線など全通運動の基本路線をめぐりつつ、予定の時間を延長しての多面的な熱のこもった討論の展開は、はからずも、機関討論が「儀式」的なものにおちいりがちな傾向にある労働組合運動の今日的な弱点（そこから発生する大衆不在の幹部請負主義的な指導）の克服の重要性をあらためて浮きぼりにする形となった。また、真に職場の声を集約するとこのように力強い討論と大衆闘争路線にたつ労働運動の発展が可能であることを示した有意義なものであったともいえよう。

結局、第一日目の発言にたった中央委員二一名のうち一五名が「承認できない」立場を明確に表明。六名が「組織防衛のためにやむをえなかった」と述べたものの、機関無視、戦術主義、下部組織への責任転嫁など中央指導にたいする多くの問題点の指摘かつけ加えられているため、発言者のすべてがさまざまな角度から今回の「スト中止」指令に不満の意

を明らかにするところとなった。

こうした討論をうけて、第二日目の冒頭に石井委員長が、「経過のなかにおける本部の判断および指導には多くの誤りや甘さがあったことを認め、中央執行委員会はその責任を痛感し、心から自己批判する」、「二度と再びこのような事態を発生させない決意を表明し、お許しを得たい」との『決意表明』（「資料」参照）を明らかにした。しかし、文書によるこの『決意表明』のなかに、今次スト中止の判断は、「権力のファシヨ的、組織破壊攻撃からの組織防衛のための緊急避難であり、多くの批判を頂きつつも、まったくやむを得なかった措置であった……」（傍点引用者）という文言が含まれていたために、「本部の態度は多くの中央委員の批判に応えていない」として、引続いて批判討論がくりひろげられ、本部に再考をうながす意見も提案されるなどして、再び三たびの休憩がとり入れられた。

結果的にさきの傍点部分とその後が議長集約の形で、本部の予期せざる削除・修正となり、「資料」のような内容で成文化、「辛くも了承」となった。

しかし、東京地本はこれに納得せず、中央本部不信任案を提出。採決の結果、東京五地区の賛成（一〇票）のみで否決となった。これは、東京五地区の真意（本当に全通の基本路線一企一、二号―を守る立場からのものなのか）が必ずしも明確でないことや、多くの地区が、「基本路線の討議と責任問題は七月の全国大会で決着をせまる」態度をもっていたことから、この時点（臨時中央委）での不信任案には賛同しなかったものとみられる。

こうして、臨時中央委員会での議論としてはひとまず終えたものの、この会議の性格からしてあくまでも今次スト中止問題の中間整理に止らされた形となっており、きたる七月四日からの第三一回全通定期全国大会にむけた職場からの本格的な総括討論の推移が注目される。また、今回は「春闘共闘からの中止要請もあった」というような至近の問題もさることながら、国労・新潟闘争の評価や全電通の「休戦協定」による過去の「戦線離脱」をどう考えるかなど、ひとり全通労組にとどまらない素材も提供されているだけに、今後における労働運動の階級的強化の課題とあわせて討論の深まりと拡がりも期待されるところである。

そこで、全通臨時中央委員会の挨拶にたった富塚事務局長、村上国労委員長、及川全電通委員長の発言、さらには全通の各中央委員と職場の声、これにたいする全通本部の考え方などをひろいながら、本問題の今後の論点を提起してみたい。

全通問題の根源はどこにあるか

第一に、問題の根源をどうとらえるかという点について認識の統一をはかる必要がある。つまり、幹部の戦術判断や手続きの不十分さといった次元の論議ではなく、危機感を深める政府・独占資本による、社会党・総評ブロックを中心とする労働運動の階級的高まりを抑え込もうとする攻撃のなから生み出された問題である、という視点をはっきりさせることである。

これには次のような素材があげられる。

① この二、三年来の社会党にたいする分裂攻撃と並行して、「全通の今日の基本路線は労農派マルクシズムによる革命に組合員をまき込もうとするものだ」といった非難と中傷の宣伝を底辺にして、一九七一年の宝樹執行部総辞職くらい確立されてきた「反独占・反合理化の長期抵抗大衆路線」（全通企一、二号）にたいする切崩し工作が自民党と郵政

当局によって執権に展開されてきたこと。これはまさに社会党・総評ブロックへの切崩しにほかならないこと。

② こうした一方では、「スト中止」判断の大きな要素の一つにあげられている「刑事弾圧」問題にみられるごとく、教育・司法・マスコミそして何よりも政治の反動化がたいへんな勢いで進められていることを見逃してはならない。一九六六（昭和四一）年の全通中郵便事件判決（最高裁）で「刑事罰からの解放」へと道をひらいたが、権力は実に一〇年余の歳月をかけて昨年五月四日に逆転の名古屋中郵便事件判決をおこなっている。したがって、今次弾圧は、七八春闘ストの二〜三日前になって「質的变化があらわれた」（本部見解）などというものでなく、まさに階級的労働運動ぶっつぶしの戦略的ねらいをもって長期的に準備されてきたことに着目する必要がある。さらに、七八春闘のストライキ準備にあたっては、全通幹部・活動家に官憲の尾行や張込み、家庭訪問、さらには、「婦女暴行事件」が起きた際に郵便局員が居あわせた模様だから」という理由づけでの局内聞き込み……等々、全国的に多くの事例も起きている。

③ このようにして、謀略じみた工作も含めてストライキを中止に追い込みながらたかう組織の分断と首切り「合理化」、賃金抑制、そして階級闘争の弱体化をはかろうとする独占資本と国家権力に怒りを集中しなければならぬのではないか。総評や各単産幹部の挨拶でも、そして現場労働者のなかからも、こうした怒りがもっと表明されてしかるべきだと思われるが、どうだろうか。

情勢のとらえ方と反撃の視点

第二の課題は、このような敵の動きに関連した今日の情勢のとらえ方と反撃の視点についてである。とくに、「スト中止はやむをえなかった」と考える人が「社会党の弱さ」と「敵の攻撃の厳しさ」を理由にあげ、これを強調している。しかし、一四〇万人もの失業と首切り「合理化」、倒産、教育、高物価などに多くの労働者が憤りをもち、反撃の芽もしだいに広がっていることや、自民党の支持率の低下などの事実を見ようとなしな傾向にあることはどうしたことか。

結局、「日本労働運動の一定の形成や社会主義政党的存在、非合法時代から憲法が保障する諸民主的権利意識の一定の定着と司法反動化にたいする批判の世論形成などの政治情勢、同じように刑事弾圧をかけられてたかっている日教組や自治労の存在、また、異常な賃金抑制攻撃の背景にある日本資本主義の矛盾の深化のなかでの弾圧は、相手も追いつまれる」（「長野地区の態度」）という分析視点にたつたかいかの組み立てが、今こそ重要と思われる。

逆にこのような視点が欠落して、仲間への信頼よりも敵側のみが見える所から出てくる方針といえは、「社会党だけでなく公明党とも仲よく」とか「全郵政（第二組合）とも合併するぐらいの大胆な方針が必要」というようなことになってしまわざるをえないのだろう。したがって、これまでの基本路線からの逸脱の傾向となるのもまた当然の成り行きではなからうか。今回のスト中止問題はその「終着駅」とみる人も少なくない。

臨時中央委員会にのぞむ下部討論における一部中堅幹部の問題提起や中央本部の答弁では、ここ一〜二年來の本部の動揺（公明党や全郵政の位置づけの変化、あるいは「郵政省の出方は前向きに変化した」とする考え方による反合理化闘争の見直し論など）と今回のスト中止は「別問題だ」と力説されたむきもあるが、むしろ、「右傾化による組織温存主

義がスト中止の背景となっているのではないか」(京都)という中央委員の指摘が職場の組合員には実感をもって受けとめられる状況にあることはいなめない。

「スト中止に踏みきった執行部の動機が反対意見の指摘するように、戦略的な転換にあったとは思えないが、全通がそのような転機にたたされていることはたしかで、全通が選択する道は反対意見の階級的運動論に逆もどりするか、生き残るために大胆に新路線の定着化をはかるかどうかであろう」(サンケイ新聞、五月二〇日付『主張』)というように独占資本による階級闘争路線への攻撃(企一、二号への変更要求)を排除する討論の深まりとその組織的なたかいの強化が今後にもとめられよう。

反撃の具体的な課題はなにか

第三に、これをどう具体化するかという反撃の課題が焦点となる。この際にまず重視しなければならないのが、郵政省の動向のとらえ方である。討論を通して明らかになった全通本部の見解は、「ストライキ撤収の最大の理由は、一般参加者への刑事弾圧ということではなく、かつてのマル生攻撃以上の組織攻撃がかかってくる、という点であった。刑事弾圧のエスカレートが主たる理由ではない」(書記長答弁)というものである。この部分は臨時中央委員会議案書でふれられていなかった点で、下部討論の焦点とは別な角度から問題提起であった。ここには問題の本質を示す、たいへんに重要な考え方が明らかにされている。つまりこの意味は、「労使関係の『正常化』を大事にしたい」ということの上である。事実、全通本部は七八春闘にのぞむ方針で郵政省の「変化」を高く評価している。だが、労働者の基本的権利たる「生きる権利」(スト権)とひきかえに企業内主義の「労使関係」を大事にしたい、とするなら「権利の全通」の名にそむくこととなりはしないか。その当局の出方は、といえば、上部機関の幹部にはごもつともなことを言いながら現場では権利のはくだつや職場の統廃合「合理化」そして組織の分断とまき込み、職場闘争への弾圧と処分などあいも変らぬ露骨な展開である。現に組織攻撃はかつてのものどちとちもちがわらない本質をもってこのように強力に進められているのである。階級対立が一段と激しくなるなかでストライキを中止したからといってこの攻撃の本質が変わるものではないことはいままでもない。しかも、全通の基本路線(企一、二号)を推進する職場とその幹部・活動家(その多くは社会党员、社青同盟員)に集中した攻撃がかけられている特徴にこそ敵の狙いの本質があることを見逃してはならない。

スト中止後にある局の管理者は「きみたちはどうしてストライキをやめたんだ」という挑発もやっているという。

こうした実態のもとで、村上国労委員長が述べたように、「いまなお全通に対する人事差別がやられていると聞いて驚いている。徹底した職場での権利闘争を組織してほしい。職場からの再構築を訴えたい」という全通臨時中央委員会での提言を卒直に受人れ、この実践強化をめざすことが今後の反撃の基本となる。

この点で、富塚総評事務局長の問題意識については疑問を感じざるをえない。おなじく

この中央委で同事務局長はこう述べている。「賃金問題の決戦時に全通への弾圧と反弾圧闘争で、賃金と権利の同居によるドロ沼化は困ると考え全通ストの中止を要請した」というわけである。こうした発想による指導の問題点もさることながら、「国鉄反マル生闘争のさいに脱落が相次いだとき、組織を守ることを重視した」という話におよんでは、なにか全通のスト中止問題を正当化しようとするむなしいともいえる詭弁に聞こえてくる。しかし、たたかいをふりかえってよく考えてみれば、富塚氏の提起とは逆に、あの反マル生闘争は、「座して死をまつより起って反撃に転じる」という決意とその具体的なたたかいの組織化があったからこそ国鉄労働者の組織を守り、かつ多くの労働者に反撃に起つ勇氣を与えることができたのでないか。

この例と今回の全通の例からしても、政府・独占資本とたたかわずして労働者の組織的力が強められることはない、ということとは自明の理である。

やはり、職場からの反合理化・権利闘争、学習、組織強化のいっそうの強化と社会党との支持・協力によるたたかいの組織化によって、郵政当局のクビ切り合理化、組織攻撃とのたたかいを強め、「いのちと権利」、「平和と民主主義」を守るたたかいの発展をめざしていくことであろう。

組合民主主義の徹底を

第四に、こうしたたたかいを通して組合民主主義の徹底をはかる必要がある。商業新聞（三月七日付「毎日新聞」）によって報じられた「全郵政との合併」問題などにして、下部組合員の討議にまったくかけられていないもの（しかもこれまでの運動基調に逆行する内容）が、一部幹部のあいだではそれが、あたかも当然の成り行きであるかのよう論じられたり、昨年の全国大会では「公明党との友好関係」について大多数の地区本部から修正案が提出されているにもかかわらず強引に押し通すような状況では、組織への信頼も団結・闘争力も湧くはずがない。

「本部は組合員に依拠し組合員に学ぶ姿勢がなくなっているのではないか」（東京・中部）という中央委員の指摘そのものである。本部に限らず、地本・地区も支部・分会もつねに堅持しなければならない労働運動の原則といえよう。

全通だけではない！

第五に、七八春闘時のスト中止を契機に浮上してきたこのような労働運動の問題点は、たんに全通特有のものではなく、総評はもとより今日の労働組合運動全体に深く共通しているという把握が大切といえる。むしろ、全通の今回の議論のように、問題点をみずからの課題が大衆的に提起されたということのほうがまだ救いがあるともいえる。

タテマエとホンネの違った大衆不在の大幹部の腹芸がまかり通ったり、政党や単産の組

み合せ方の変化によって敵の攻撃をかわそうというようなことでは、「春闘の再生」をいくら叫びたてても根本的な解決にはならないということである。

この意味で、全電通の及川委員長は、「全通のスト中止を」「総評・公労協の分断に利用しようという政府の動きがあるがこれに乗ってはならない」と全通臨時中央委で挨拶しているが、これは、過般の全電通中央委員会における高い調子での全通批判や、公労協の見直し情報通信産業共闘の方向性などと矛盾しないか。「二〇三年に一度の賃金交渉」などというすでに破産した「安定賃金」型への逆もどりの発想とあわせてはなはだ疑問なところである。全通のスト中止を理由づけにしてこのような傾向を強めていくとするなら、「スト中止」問題以上の根本問題をひき起していくことになるであろう。総評労働運動の今後の方向性とあわせて注目される動きである。

たたかいをふまえた総括の展開が大事

第六に、スト中止後の全通各級機関の討論においてそれぞれが一致して確認しているように、「たたかう態勢は確立されその決意は固められていた」という事態からしても、全通労働者の戦闘力は決して衰えてはいない、ということに自信と確信をもつことである。この取組みの経過と教訓をいまいちど確かめあいながら、次への前進をめざしてこれまで全通運動の基調（企一、二号）の実践・定着をひきつづき系統的に追求し、名実ともに大衆路線によるたたかいを職場生産点に打ち立てることであろう。そうして、きたる七月四日からの全国大会の成功をめざして「全通三十年」の総括と今後の立派な方針確立に努め、全通労働運動の階級的な強化、発展をはかることである。とくに、この論議にあたって、全国の各職場で熱心にとりくまれてきた「いのちと権利」を守るたたかいや古典学習、組織強化拡大などの具体的教訓を前面に押し出した討論が求められることである。全通労働者のこうした真剣な取組みがなされればこそ、社会党・総評ブロックのたたかいにあらたな前進をもたらすことができるであろう。

（山田一郎）

◇編集部からのお知らせ◇

▽増刊号「社会党」中期経済政策（第一次試案）批判」の発行がおくれていることを、心からおお喜びします。六月上旬にはできあがりです。

▽七八春闘の総括に全力をつくしたいと考えています。各職場・地域の活動を編集部までよせて下さい。

▽一八頁にもありますように、労金の都合で口座番号が変更になりました。ご送金の際にはご注意ください。と同時に、副報告書もあわせてお送りくださるようお願いいたします。

〈資料①〉

中央執行委員会としての総括的態度と決意表明（全通）

一、第六七回中央委員会決定は、ご指摘のように五・四判決が出た時点および第六七回中央委員会時点において、基本的に判断の甘さがあったにせよ、正しかったものと確認しあえると思うが、その後の経過のなかにおける本部の判断および指導には多くの誤まりや甘さがあったことを認め中央執行委員会は、その責任を痛感し、心から自己批判する。

二、しかし、最終段階における判断と決断は、書記長から重ねて口頭説明したとおり、明らかに刑事弾圧の次元から組織破壊攻撃に質的に転換したとみた以上、このような権力のファッショ的組織破壊攻撃からの組織防衛のための、緊急避難としてとった措置であったが機関手続きに不十分さがあり、その結果として、組織内外にはかり知れない衝撃と迷惑をかけたことにはたいし、重ねて深くおわびし、二度と再びこのような事態を発生させない決意を表明し、お許しを得たい。

三、中央執行委員会は、自ら責任のとり方を表明すべきであるとの意見があり、もっともなことであるが、すでに開会冒頭でのあいさつでも表明したとおり、自ら進退を表明することは、ひとつの責任のとり方であることは十分承知しつつも、このような困難な事態のもとであればあるほど、中央執行委員会全体が歯をくいしばりながらも一丸となって、信頼性回復のためにそれがどんなに苦しく困難な道であるとしても、組織全体の理解と協力を得て、全力をあげて努力することが現段階における責任のとり方ではないかと苦悩の末に到達した結論であるが、皆さんの率直な判断を得たい。

四、今回の緊急避難的措置は、路線問題とかかわる戦略の変更であり、あるいは二月に開催した地本・地区三役会議の討論と一連のものとの意見があったが、これはまったく誤解であり、戦術的、一時的撤退としてとった措置であるが、いずれにせよ七月に開催される第三一回全国大会にむけ、方針書提起のなかで明らかにしていきたい。

五、なお、こんごのたまたかい方の明示についていろいろ意見があり、また具体的、建設的提案もなされたことにはたいし、心から感謝して前向きにうけとめたい。

また、富塚事務局長からの一年以内にスト態勢確立の提起および私があいさつのなかで、できればこゝ二～二年のなかで五・四判決体制をのりこえる主体的、客観的条件整備の決意も含め、全国大会にむけ慎重かつ綿密な検討をおこなったうえで決めたことがまたも実践できなかったという轍をふむことなく、組織の信頼性回復にむけ全努力をもち込んだ方針を提起し、皆さんの更に全英智を結集した討議を得たいと考える。いずれにせよ、六月上旬には全国大会議案をお届けしなければならぬと考えているので、しばらく本部にたいし、検討のための時間的余裕を与えて頂きたい。

六、なお、組織運営のあり方について、組合民主主義を守る立場から多くの批判を頂いたことに対し、謙虚に反省し、今後の運営のなかで最大限、この批判にこたえるよう努力していきたい。

一九七八年五月一八日